

平成29年度

入園・進級のしおり



幼保連携型認定こども園

寺原保育園

熊本市中央区坪井5丁目13-6

TEL 343-4941

FAX 343-7938

H.29.4.1 版

入園・進級心得

ご入園・ご進級おめでとうございます

幼保連携型認定こども園はご存知のように家庭において教育及び保育を必要とするお子様をお預かりして一定時間を保育する場所で、お子様の成長の上で欠くことのできない集団保育の場所です。

しかし、「入園・進級」という事は、幼児に大変大きな環境の変化をもたらします。「家庭保育から集団保育へ」、「親の手元から友達の中へ」、「依頼心から独立心へ」等の変化が、入園・進級により必然的に起きます。

そこで園では、

◎集団生活・新しいクラス環境に慣れる

◎先生と親しくふれあい、好きになる

◎友達をみつけ、新しい友達とも仲良く遊べるようになる

◎身のまわりの正しい生活習慣を次第に身につける

◎生きる力と智慧を得るための学習力を遊び・体験を通して身につける

など、この入園・進級の時期の子どもたちにとって大切な目標があります。一人ひとりの職員が一致協力し、家庭的な雰囲気の中で一人ひとりを大切に保育を進めていく努力をいたします。保護者の皆様も、園の方針をよくご理解、ご協力いただきまして、共にお子様の無限の可能性を伸ばしていきましょう。



寺原保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供について、寺原保育園（以下「本園」という。）が利用者の皆様にご説明すべき内容は、次の1～15の通りです。

1. 施設の目的及び運営の方針

○ 運営主体

名 称	社会福祉法人 モロナイ会
所 在 地	熊本県熊本市南区八分字町 618
電 話 番 号	096-227-1910
代表者氏名	理事長 笠田政輝
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 幼保連携型認定こども園の経営



○ 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	寺原保育園
施設の所在地	熊本県熊本市中央区坪井5丁目 13-6
連 絡 先	TEL：096-343-4941、 FAX：096-343-7938
園長氏名	濱田 宏陽
対象児童	生後6ヶ月～小学校就学前の児童
利用定員	80人(3号認定33名、2号認定47名) + 増築後1号認定15名
開設年月日	大正15年9月1日～
取扱う保育事業	延長保育・自主的一時預かり保育等

沿革

- ・ 大正15年9月1日に「寺原託児所」設立される。
- ・ 昭和23年8月1日に熊本市立「寺原保育園」として認可される。
- ・ 平成19年4月1日熊本市より社会福祉法人モロナイ会に移管され、社会福祉法人立「寺原保育園」として認可される。
- ・ 平成28年4月1日幼保連携型認定こども園「寺原保育園」（80名定員）として認可される。
- ・ 同年9月1日1号・2号新園舎完成に伴い、1号認定定員を15名増員し、95名定員となる。

クラス編成

- *5 歳児……らいおん組
- *4 歳児……きりん組
- *3 歳児……ぱんだ組
- *2 歳児……うさぎ組
- *1 歳児……こあら組
- *0 歳児……りす組

○ 事業の目的・運営方針

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、学校教育法、幼保連携型認定こども園法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とし、次に掲げる保育理念に基づき、教育・保育を提供します。

本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。

寺原保育園の理念

「一人ひとりの価値を認め大切にする」

寺原保育園は、一人ひとりの子ども達の価値を認め、子どもの「人権」や「主体性」、そして「個性」を尊重し、児童の最善の幸福のために保護者の皆様方、そして地域社会と力を合わせて「教育と保育」を実践し、あわせて地域における「子育て家庭支援」も行ないます。

寺原保育園の目標

豊かな環境の中でお互いの価値を知り、
心身ともに健康で素直な生き生きとした子どもを育てる。

めざす幼児像

- 自分の価値を知り、明るく元気な子ども
- 相手の価値を知り、友達と仲良く遊び、思いやりを持つ子ども
- 豊かな体験を通して豊かな感性と創造性を育み、意欲的な子ども
- 「良いこと、悪いこと」を知り、落ちついて考え行動する子ども

教育・保育の基本方針

子どもたち一人ひとりの笑顔を大切に、

- ・積極的に待ち、見守る教育・保育で、自主性とやる気を育てます。
- ・自然に親しむ教育・保育、感動の共有と創造力を培う教育・保育を目指します。
- ・協調性を育む教育・保育、知性（生きる知恵）を育む教育・保育を実践します。
- ・保育園内外の教育・保育資源を活用して地域の子育て支援を行います。

本園の取り組み

◎人権保育研修について

「仲間を大切にし、楽しい生活の中で、豊かな感性を育てる」ことを目標に取り組んでいます。

◎しょうがい児保育を行っています。

（障害とはバリアフリーでない環境のことを表わす言葉です）

◎世代間交流について

中央在宅福祉センターを訪問し、地域のおじいさん、おばあさん方と楽しく交流しています。

◎異年齢児との交流事業

卒園児、地域の小学生を招いて、一緒に遊ぶ機会をつくっています。

◎子育て支援について

保護者会を後援して「ひまわり会子育てセミナー」を行っています。

◎自主的一時保育と就学前期間限定の学童保育を行っています。

◎教育・保育・子育て相談及び情報提供について在園、卒園・転園後に関わらず相談を受付けています。直接でも電話でも手紙でもお気軽にご相談下さい。（受付窓口：主幹保育教諭・副園長、担当：園長）

◎ノーバディーズパーフェクト（子育て親支援）プログラムに取り組んでまいります。

2. 提供する教育・保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、学校教育法、幼保連携型認定こども園法その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園要領にそって、子どもの発達に必要な保育その他の便宜の提供を行います。

〈園の一日のスケジュール〉

0・1・2歳児		3・4・5歳児	短時間保育		1号認定
早出保育	7:30	早出保育		7:30	朝延長保育
登園・視診	8:30	登園・視診	登園・視診 自由あそび	8:30	登園・視診
自由あそび おやつ		自由あそび		9:00	登園・視診 自由あそび
教育活動	10:00	教育活動	教育活動	10:00	教育活動
昼食 自由あそび	11:00	昼食 自由あそび	昼食 自由あそび	11:00	昼食 自由あそび 降園準備 降園
午睡	12:00			12:00	
	13:00	午睡	午睡	13:00	午睡(※1号認定 の午後延長保育) おやつ 自由遊び 降園準備
おやつ 自由遊び 降園準備	15:00	おやつ 自由遊び 降園準備	おやつ 自由遊び 降園準備	15:00	
自由あそび 随時降園	16:00	自由あそび 随時降園	自由あそび 随時降園 ※午後延長保育	16:00	自由あそび 随時降園
				16:30	
※延長保育	18:30	※延長保育		18:00	
閉園	19:00	閉園	閉園	19:00	

《 特色 》 子どもたちが園内外の自然に触れ、その恵みを五感で感じ、仲間や地域のいろいろな人とのふれあいを通して、豊かな感性を育むことを大切にしながら教育・保育を行っています。

- ・子ども文化会館、中央防災センター、熊本城等への訪問（徒歩中心で）
- ・自然とふれあう散歩、マラソン（坪井川遊水地遊歩道等）
- ・立田山野外保育センター雑草の森でのお泊り保育と日帰り利用
- ・ツリークライミング体験
- ・スポーツチャンバラ体験
- ・年長児ジェンベ練習（村本先生による指導も含む）と発表
- ・ハワイアンフラダンスや熊本踊り等の練習と発表
- ・焼物作り体験（食器・小物・オカリナ・タイル絵付け等）
- ・草木染体験（ジェンベの衣装、きんちゃく袋、ハワイアンの衣装等）
- ・園児への絵本の貸し出し（毎週）
- ・夏季の縦割り保育（3歳以上児）
- ・他園園児との交流（姉妹園：モロナイ保育園、小規模保育連携園：立町保育園）
- ・壺川ふれあい農園活動への参画（ジャガ芋・里芋・大根・玉ネギ・サツマ芋栽培）
- ・園庭の菜園での野菜の栽培や米作りによる食育活動
- ・クラスごとのクッキングによる食育活動
- ・中央デイサービスセンターでの地域のお年寄りとの交流会（年5～6回）
- ・ロアツソ・サッカーキャラバン（年長児中心に年1回）
- ・水泳教室（4・5歳児対象で年2回）

○ 食事の提供

- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。

《提供時間》

	提供日	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	月～土曜日	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃
1歳児	月～土曜日	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃
2歳児	月～土曜日	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃
3歳以上児	月～土曜日		11時45分頃	15時00分頃
3歳以上児 (1号認定)	月～土曜日		11時45分頃	

○ 延長保育

・通常利用時間外の延長保育を実施しています。

※利用時間及び利用料は 10 ページをご覧ください。



《施設及び設備》

・敷地及び園舎

		0・1・2歳児施設	3・4・5歳児施設
敷地	敷地全体	658.08 m ²	417.8 m ²
	園庭	156.65 m ² この他、北坪井公園、中坪井公園を屋外における保育活動の場として使用します。	119.92 m ²
園舎	構造	1階建 鉄筋コンクリート造 昭和41年築	2階建 木造（準耐火構造） 平成28年築
	延べ床面積	288.21 m ²	431.53 m ²

・主な設備

設備	0・1・2歳児設備		3・4・5歳児設備	
	部屋数	面積	部屋数	面積
乳児室	1室	34.78 m ²		
保育室	1室	57.96 m ²	1室	52.17 m ²
	1室	57.96 m ²	1室	53.20 m ²
	1室	9.46 m ²	1室	101.44 m ²
子育て支援室			1室	56.93 m ²
遊戯室 ホール	1室	63.76 m ² ※行事時以外は保育室2室として使用		39.96 m ²
調理室	1室	19.87 m ²		
便所	2室	17.60 m ²	2室	26.28 m ²
医務・事務室	1室	8.27 m ²	1室	11.38 m ²
その他		61.22 m ²		90.17 m ²

3. 職員について

○ 職種、員数及び職務の内容

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
園長	1人		園の業務を掌理すると共に、職員を指導監督し、庶務及び会計事務に従事する。 教育・保育・給食の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。
副園長	1人		園長を補佐し、保育教諭間の業務調節、資質向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導、給食業務の監督業務に従事する。
主幹保育教諭	1人		園長を補佐し園務を整理し、園児の教育・保育を行う。
保育教諭（園児数により増減する）	13人	7人	入所者の保育業務と保護者との連絡調整、遊具の安全点検等の業務に従事する。
調理員	2人	1人	献立表の作成整理、給食調理業務、炊具食器の整備保管等の業務及び、食育に関する活動等を行う。
事務員	1人	1人	園長を補佐し、庶務及び会計業務に従事する。
環境整備		1人	環境整備員は施設の環境整備・美化・清掃に関する業務に従事する。

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。





4. 教育・保育を行う日・時間

○ 通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日（休園日）
1号認定 （教育時間）	9：00～13：00 （4時間）	・日曜日
2号・3号認定 （保育短時間）	8：30～16：30 （8時間）	・年末年始（12月29日 から1月3日）
2号・3号認定 （保育標準時間）	7：30～18：30 （11時間）	・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日）

※土曜保育は毎年一回、毎年度初めまでに本冊子 26 ページ「土曜保育申込書」を提出してください。なお年度途中で利用希望される場合も、同申込書を事前に職員配置の手配のためご提出ください。ご協力よろしくお願いいたします。

※2号・3号認定児に実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

※寺原保育園の休業（休園）日

寺原保育園は原則として、2号、3号認定の場合、上記以外一斉休園することはありません。各家庭の休みの計画や、保護者の定休日、週休2日制に伴う土曜休日、盆休み保護者の職場の盆休みなどが「親子で過ごせる子どもたちの休日」となり得るものです。保育園が開園しているから登園させなければならないのではありません

※乳幼児にとって、子ども同士集団の中で遊んだり、成果することは健やかな発達を促す上で大切な経験となります。寺原保育園は、そのための遊び環境を整え、保育者が理想的な保育と教育を目指します。しかし、子育ての主役は保護者の皆様です。そこで、以下のことも考慮に入れて計画的に、できるだけ多く親子で楽しめる貴重な時間を作られることをお勧めします。

1. 乳幼児期は、子どもの生活時間を優先した大人の時間を作りましょう。0歳から6歳までは特に、親と過ごす時間をたくさん用意してあげることも大切です。
2. 親が休める日、休める時間は、子どもと一緒に過ごしましょう。
3. しかし、ただ単に接する時間が長いことが大切なのではなく、たとえ接する時間が短かったとしても、家庭で愛され、親との愛着関係が豊かであればあるほど、子どもの情緒は安定し、集団生活の場面でお友達とのかかわり方もスムーズになり、個性に応じた子供らしい発達を遂げることが出来るのが各種子育て

て研究機関の研究報告でも実証されています。

○ 延長保育事業

利用区分	利用時間		※利用料（1人）
1号認定 （教育時間）	朝延長	月～土曜日 8：30～ 9：00	30分100（月極1,500）円 1日300円 月極5,000円
	午後延長	月～土曜日 13：00～17：00	
2号・3号認定 （保育短時間）	朝延長	月～土曜日 7：30～8：30	30分100（月極1,500）円 1日250円 月極3,000円
	夕延長	月～土曜日 16：30～18：30	
2号・3号認定 （保育標準時間）	夕延長	月～金曜日 18：30～19：00 ※土曜日の延長保育はありません	30分100円 月極1,500円

※18：30～19：00以外の延長保育利用時間と利用料は、保護者の実際の就労時間等により減免の対象となる場合がありますので、利用申し込みの際に必ずご相談ください。

例1）1号認定でも、就労時間等が2号認定と同等であると認められる期間は2号認定の表を適用する。（保育短時間と同等→保育短時間、標準時間と同等→無料）

例2）保育短時間認定でも、就労時間等が保育標準時間認定と同等であると認められる期間は保育標準時間認定の表を適用する。（保育標準時間と同等→無料）

○ 一時預り保育事業

利用区分	利用時間	利用料（1人）
半日利用	9：00～17：00（5時間以内）	1,000円（1回当たり）
1日利用	9：00～17：00（8時間以内）	1,800円（1回当たり）

登園の際の注意事項

（1） 送迎

- ・家庭で責任をもって送迎し、登降園の際は保育士と確認をとりあいましょう。
- ・送迎の人が変わるときは、必ず連絡してください。
- ・自家用車で送迎の時は、所定の位置に止め、他の方に迷惑がかからないようご注意ください。

（2） 欠席届

- 都合で欠席される場合は、連絡をお願いします。(9:30までに)
- 病気の場合は、症状などもお知らせください。

(3) 病気

- 完治するまで、休ませましょう。
- 園での投薬は、出来るかぎりご遠慮ください。
 - *ただし、中耳炎などのどうしても医師の指示で与薬が必要なお子様は、「与薬依頼書」を毎回提出し、ご相談ください。
- 伝染病の場合は必ず休ませ、医師の承認を得て登園させてください。(詳細は別表「感染症一覧」をご覧ください)

(注意)：本冊子 21 ページの「乳幼児のかかりやすい主な感染症一覧」中の登園判断基準に、

- ①「医師が書いた意見書」が必要と記してある感染症については、
⇒ 本冊子 20 ページの医師の治癒証明となる「意見書」に、かかりつけの医師に記入してもらい、保育園へご提出ください。
- ②「保護者が書いた当園届」が必要と書いてある感染症については、
⇒ 医師の診察を受け、本冊子 24 ページの「登園届」に保護者が記入し、登園のときに保育園へご提出ください。

(4) 家庭での生活習慣

- 早寝早起きを習慣づけ、生活のリズムを整えましょう。
- 午前中のエネルギーの元、朝食をとって登園させてください。

(5) 持ち物

- 衣類、靴、タオルなど、どんなものにも必ずはっきりと、わかりやすく名前を書いてください。(ただし、犯罪被害防止のため衣類・靴は内側に！)
- カバンの中は毎日目を通し、必要なものがちゃんと入っているかどうか確認してください。
- おもちゃやお菓子は持たせないでください。

(6) 服装

- 服装は自由ですが、身体にあった活動しやすいものを着せましょう。
- 靴は足にあったちょうど良いサイズのものをはかせましょう。
- つりズボン、バンドズボンは避け、排泄しやすいものを選びましょう。

- 子どもは活発に動きまわりますので、よく汚します。着替えは必ず数組保育園に置いておきましょう。

(7) 連絡

- 園だより、クラスだより、掲示板、連絡ノート(0～1歳児)等でお知らせします。見落としがないように、ご注意ください。
- * その他のクラスも連絡ノートが必要な方は、ご家庭でご用意ください。

(8) 変更届け

- 住所、勤務先、電話番号その他連絡先や諸事情が変わったときはすぐに届けください。

(9) 納入金

- 延長保育料(月極の場合)、ひまわり会会費(保護者会会費)、その他の納入金は釣銭のいらぬようにお納めください。

(10) 検診

- 園医によって、内科検診は年2回、歯科検診を年1回行っています。結果は、「身体測定&健康診断結果表」でお知らせします。
- 虫歯がある場合は連絡しますので、早めに治療を行い「虫歯治療報告書」を提出してください。

給食について

◎0、1、2歳児

朝のおやつ……牛乳50ccと菓子またはフルーツ等

昼食…… *主食(ご飯)

*副菜(3～5歳児と同一材料で、小さく切ったり柔らかく炊いたもの等)

*汁物(味噌汁、清汁、ポタージュ、コンソメ等)

離乳食……月齢と個人差に合わせた離乳食を作っています。

3時のおやつ・・牛乳100ccと、クッキー、ビスケット、カステラ、その他手作りおやつ(ソフトドーナツ、マロン入り蒸しパン、甘辛団子、フルーツヨーグルト和え等)

- スプーン、食事用エプロン、おしぼりは毎日きれいに洗い、清潔なビ

ニール袋に入れ給食袋でお持ちください。

◎3、4、5歳児

昼食の副食と3時のおやつ（牛乳 100～200cc と菓子、フルーツ、その他手作りおやつ等）があります。昼食のご飯も給食室で炊飯・提供いたします。ただし、白ご飯代は保育料に含まれていないため、ご家庭で負担していただきますので、1人あたり600円を毎月保育園へお支払い下さい。



- （月）～（金）の延長保育 時間中の18：40前後に、おやつ・牛乳・麦茶等を提供します。
- 土曜日の昼食は軽食（スパゲティー、肉うどん、チャンポン、ひじきご飯等）と牛乳、果物があります。
- お箸は毎日きれいに洗い、清潔なビニール袋に入れ、給食袋でお持たせ下さい。
- 土曜日もお箸を忘れずにお持たせください。
- 食物アレルギーのある場合は、担任までお知らせください。
- 毎月誕生会と年1回のバイキングパーティーがあります。
- 献立に応じてスプーンもお持たせ下さい。（例：ハヤシライスの日）
- 毎月給食だよりを出しますので、見やすいところに貼ってご活用ください。

5. 保育料等

○ 利用者負担（基本保育料）

居住地の市町村が収入に応じて定める額を該当月の26日（土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日）に銀行口座から自動引き落としにより納付していただきます。（1号、2号、3号認定の全園児）

・領収書の発行は、口座の記帳をもって代えさせていただきます。

○ 一時預かり利用料、延長保育料は利用日毎に、月払いの方は利用初日に納入していただきます。

・領収書は、ご利用当日お帰りの際に発行致します。

○ 特定負担額（現在、上乗せ徴収はありません）

○ 実費徴収額

教育・保育の実施にかかる実費分として、以下の金額を徴収します。

（個人使用の教育・保育に係る費用として）

年齢(クラス)	費用の種類	納付額	納付時期
全園児	共済掛金	日本スポーツ振興センター 共済掛金	年額 190 円
5 歳児	新年度用品費	6,720 円以内 必要なものを選択して購入	前年度末から注文代金納付を受け付けています。 (必要な用品があればいつでも注文を受け付けます)
4 歳児	新年度用品費	6,050 円以内 必要なものを選択して購入	
3 歳児	新年度用品費	5,640 円以内 必要なものを選択して購入	
2 歳児	新年度用品費	4,770 円以内 必要なものを選択して購入	
0、1 歳児	新年度用品費	1,870 円以内 必要なものを選択して購入	
3・4・5 歳児	白ご飯代	月額 600 円	毎月 15 日
1 号認定児	給食費	月額 4,000 円	

○ 滞納があった場合の取扱いについて

上記に掲げる基本保育料等の支払について滞納があった場合には、過去のお支払状況等を考慮し、本園の判断により退園とさせていただく場合があります。



6. 利用定員

○ 年齢別利用定員

利用区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号認定				5名	5名	5名	15名
2号認定				16名	16名	16名	48名
3号認定	6名	11名	15名				32名

○ 3歳以上児クラスの学級編成

満3歳以上の園児については、教育過程に基づく教育を行うため、次の通り学級を編成します。

- ・1学級の園児の数は35人以下を原則とし、学級は学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。
- ・各学級には、専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上配置する。
- ・これら3学級に、副担任を合計2名配置する。

7. 利用の開始及び修了に関する事項

○ 入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・1号認定：本園に直接、お申し込みください。定員を超える利用希望がある場合には、園の側の規定により選考を行います。
- ・2号、3号認定：「熊本市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼事業所新規入所申込書（児童台帳）」に必要事項を記載し、就労証明書、又は保育を必要とする理由書類（診断書等）を添付のうえ、熊本市が定める期限までに本園に提出してください。
- ・保育の必要性が認定された方には、熊本市より「支給認定証」が交付されます。その後、お申込み状況等をふまえて熊本市が利用調整を行い、入園が決定します。そのため、状況によっては、入園できない場合もあります。
- ・入園が内定した場合には、本園との利用契約を締結し、入園を決定させていただきます。

○ 退園・転園・休園

- ・退園を希望する場合は、退園日の3週間前までに、退園届を提出してください。
- ・転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。

- ・市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・2号、3号認定児の休園に際しては、原則、熊本市が定める期間（およそ1ヶ月程度）までとし、事前の届出が必要です。無届けで欠席が続く場合、退園していただくこととなります。
- ・お申込み内容の変更があった場合（転居、離婚等）は、すみやかに変更届を提出してください。
- ・園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には医師が記入した「意見書」、あるいは医師の診断の後保護者が記入した「登園届」の提出が必要となります。（様式は本誌24、25ページにあります）

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校就学の始期に達したとき。
- ・児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき



8. 緊急時の対応及び非常災害対策

○ 緊急時の対応

管轄警察署	熊本北警察署（坪井交番）
病院	いしばし小児科（熊本県熊本市北区津浦町19-2） ニシ歯科（熊本県熊本市中央区坪井2丁目2-18）
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。
一斉連絡方法	緊急連絡先へ保育園より電話連絡を行います。
本園の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急非常通報装置（熊本北警察署直通）の設置 ・AED設置 ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施

○ 非常災害対策

消防計画	熊本市消防局／中央消防署 平成20年2月7日届出			
	防火管理者	濱田 宏陽		
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。			
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・緊急非常通報装置			
避難場所	第1避難	北坪井公園	第2避難	中坪井公園
園児の引渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。			

9. 要望・相談・苦情等の受付

寺原保育園では、年度初めの家庭訪問・保護者面談の際に、お子様のご家庭と保育園での様子を話し合う機会を設けさせていただいております。また、6月と2月の保育参観の際には、保護者の皆様からの参観に関するご意見・ご感想、そして保育園全般に関するご要望・ご提案を無記名の（クラス名のみ記入）アンケートでご提出いただき、アンケートの内容は原文のまま、提出いただいた順に園の対応などのコメントを加えて報告させていただきます。

数年前からは、ひまわり会役員会のご要望による「アンケート報告に対する意見」のための用紙も報告書の最後に付けるようになりました。アンケート報告へのご意見等があった場合にも、同じように原文のまま掲載させていただくようにしております。保育園にたいして、お気づきのことや、ご意見・ご要望、そしてご提案などがありましたら、遠慮なくお伝えいただきたいと思っております。

保育という仕事は、保育者が保護者の皆様に代わって子どもたちを育てるという生業であり、機械の導入によるオートメーション化や省力化を図ることができ難い業務だと言えます。人と人との関係だけに、保育園の不手際や対応が悪かったり、感情を害することや不愉快に思われたりすることも多々あることと思います。子どもたちの心と体をまっすぐに育てていくにはお互いの信頼関係が一番大切になり、両者が遠慮なく話し合えることがとても重要だと思っています。しかし、中には「子どもを人質に取られているようで意見や要望が言えない」という方がおられることでしょう。当園は前向きに、子供たちにとって良い環境を作っていくかと思っておりますので、改善してほしいことがありましたら、ぜひ遠慮なくお聞かせ下さい。口頭ではなかなか言いづらい方は、園児玄関に入って左側・うさぎ組の靴箱の上に「ご意見箱」を置いておりますのでご利用ください。

これまで同様「親書」や「個人的な内容」のご意見、そして「報告書に載せないように希望」された場合は報告の対象とはせずに、個別に対応させていただきます。

また、個人が特定できる内容や、関係者相互の信頼関係を損ねる恐れのある内容につきましては、これを慎重に検討した後、報告書には掲載しない方が良くと園長が判断する場合がありますことをご了承ください。

なお、保育園ではご要望・相談・苦情等を頂くときは、職員のだれでも対応ができますが、担当者と責任者を設けております。また、園内の担当者や責任者の段階でも納得の行かない場合は当保育園とは第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しております。

(相談窓口・第三者委員の連絡先は以下のとおりです)

本園ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者 西山 紀子(副園長)、古山 理恵(主幹保育教諭) ・解決責任者 濱田 宏陽(園長) ・ご利用時間 8:30～ 18:30(月～金) ・電話番号 096-343-4941 ・FAX 096-343-7938 <p>※ 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	馬場口 一利	電話番号 096-343-5770
		役職・肩書等：会社経営者
	高橋 泰三	電話番号 096-387-7452
		役職・肩書等：医師

※前述の通り本園では、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

10. 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	保育園総合保険	日本スポーツ振興センター
保険の内容	保育園園児障害保険、保育園賠償責任保険	学校災害共済
保険金額	対人事事故/10億まで、対物事故/1,000万、 (受託物/100万、 貴重品・現金については10万まで)	治療費(実費相当額) 障害見舞金 ～3,770万円 死亡見舞金 ～2,800万円

11. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

○園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内で使用します。

- ・日常の保育業務・行事案内・特別保育事業を実施すること。
- ・小学校・転園先・療育機関への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園・転園・療育利用に当たり、入学先の小学校・転園先の保育施設・療育機関との間で情報を共有すること。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

○ホームページは、園児及び保護者、職員のプライバシーを尊重し、情報発信のために

一般に公開しています。使用させていただく写真は、個人の特定ができないものに限ります。年度初めに個人情報の取扱い希望調査を実施し写真や氏名の取扱いについては、十分な配慮をしています。掲載を望まれない方は遠慮なくお申し出ください。

12. 提携する医療機関等

種類	嘱託医（内科）	嘱託歯科医
病院名	いしばし小児科	ニシ歯科
所在地	熊本県熊本市北区津浦町 19-2	熊本県熊本市中央区坪井 2 丁目 2-18
院長名	石橋 史成	西 正浩
TEL	096-211-1115	096-343-6571

※このほか、嘱託薬剤師による園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行っています。



13. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

○家庭との連携について

- 家庭の状況に変更があった場合は、必ず、速やかにお知らせください。
例) 住所（転居）・勤務先・電話番号・緊急連絡先・保険証番号・家族構成等の変更
- お迎えの方が通常と変わる場合は、当園の際に口頭もしくは連絡帳で伝えるか、急に変更になる時は、必ず電話連絡をしてください。連絡なしの場合は、お迎えにこられてもお子様を引き渡すことは出来ませんのでご了承ください。
- 本年の年間行事は、入園時にお知らせいたします。保護者参加行事を確認し、家族のどなたかが参加できるようお願いいたします。
- 個人情報保護のため、無断での園児や園内の写真撮影や、写真等のインターネット上への掲載は厳禁です。

○その他

- 園の敷地内はすべて禁煙です。
- 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。

14. 園の短期及び、中・長期事業計画

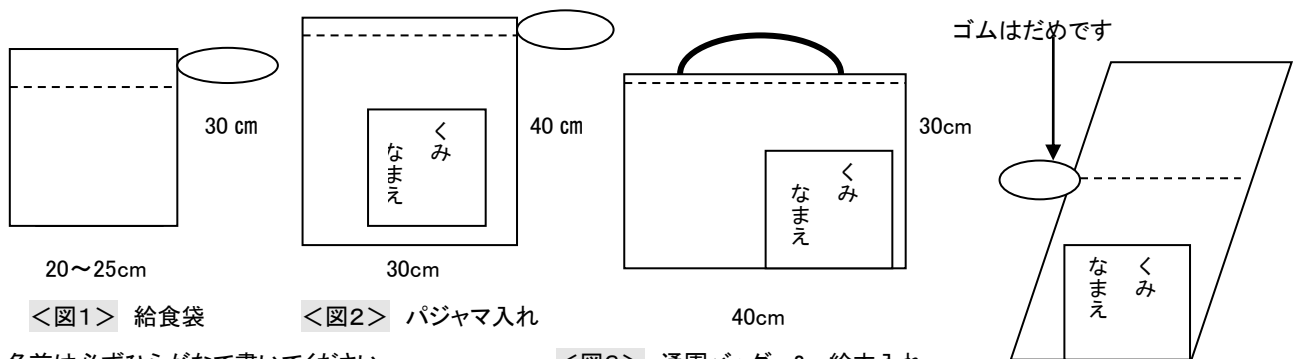
寺原保育園の短期事業計画、中長期事業計画について、ご紹介いたします。

- 平成28年4月より本園は、80名定員の認定こども園「寺原保育園」として認可されました。より良い保育環境の構築を目指して、昨年9月1日に新園舎が完成し1号認定定員15名を加え95名に定員増しました。本年度は、新園舎園庭入口の安全対策と新園舎西側の防音対策、本園舎庭樹の剪定と玄関フェンス・大型遊具の再塗装を行います。
- 築50年を過ぎた本園舎の乳児室・ほふく室・調乳設備等の整備計画を立てます。

15. 小規模保育事業A型「立町におうさん通り保育園」への連携・支援

本年度も寺原保育園は、小規模保育事業A型（0～2歳児対象）「立町におうさん通り保育園」の連携園として、毎日の給食・おやつの提供、様々な保育場面での支援、そして「立町におうさん通り保育園」の2歳児クラスを卒園した希望園児の受入を行ってまいります。

	食事	午睡	担当箱	その他
0・1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・スプーン(ケース不用) ・おしぼり/2枚 (乾いたもの/ケース不用) ・エプロン (表がナイロン張りのもの/ 布製は不向きです) ・ビニール袋/1枚 ・給食袋<図1> 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども用敷布団 ・敷布団カバー ・バスタオル/冬は子ども用毛布・掛け布団 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れ物袋(衣類用) ・ぬれた汚れ物袋★希望の方 ・おしり拭き(タオル類) ・布おむつとおむつカバー又は紙おむつ、お尻拭き(タオル類) ・肌着(綿製品) ・着替え/3~4組 ・ぬれた衣類入れ(ビニール袋) (使用後のオムツは園で廃棄) ・大きめの通園バッグ 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本袋<図3> ・お手拭タオル 1枚<図4> ・お尻マット/1枚
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・スプーン・はし・はし箱 ・エプロン ・おしぼり/1枚 (乾いたもの/ケース不用) ・ビニール袋/1枚 ・給食袋<図1> 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども用敷布団 ・敷布団カバー ・バスタオル/冬は子ども用毛布・掛け布団 ・パジャマ ・パジャマ入れ袋<図2> 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れ物袋(衣類用) ・ぬれた汚れ物袋★希望の方 ・ぬれた衣類入れ(ビニール袋) (使用後のオムツは園で廃棄) ・着替え/3組 (パンツ・肌着・衣服上下) ・通園カバン ・通園バッグ<図3> ・体拭きタオル 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本袋<図3> ・お手拭タオル 1枚<図4>
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・はし・はし箱 ・ビニール袋/1枚 ・給食袋<図1> ・歯ブラシ・歯ブラシ用コップ ・歯ブラシ・歯ブラシ用コップ袋 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども用敷布団 ・敷布団カバー ・バスタオル/冬は子ども用毛布・掛け布団 ・パジャマ ・パジャマ入れ袋<図2> 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れ物袋(衣類用) ・着替え/2組 (パンツ・肌着・衣服上下) ・通園カバン ・通園バッグ<図3> ・ぬれた衣類入れ(ビニール袋) ・体拭きタオル 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本袋<図3> ・お手拭タオル 1枚<図4>
4・5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・はし・はし箱 ★ 準備するもの ・歯ブラシ・歯ブラシ用コップ ・歯ブラシ・歯ブラシ用コップ袋 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども用敷布団 ・敷布団カバー ・バスタオル/冬は子ども用毛布・掛け布団 ・ハンヤマ ・パジャマ入れ袋<図2> 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れ物袋(衣類用) ・着替え/2組 (パンツ・肌着・衣服上下) ・通園カバン ・通園バッグ<図3> ・ぬれた衣類入れ(ビニール袋) ・体拭きタオル 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本袋<図3> ・お手拭タオル 1枚<図4>



* 名前は必ずひらがなで書いてください。

<図3> 通園バッグ & 絵本入れ

(直接書けるものにはマジックなどで。書けないものには別布に書いて。)

<図4> タオル

* 給食袋・弁当包みなどは、毎日洗って清潔なものにしておきましょう。

乳 幼 児 の か か り や す い 主 な 感 染 症 一 覧

病名	潜伏期間	感染経路	主要症状	伝染しやすい期間	登園禁止期間	流行時期	登園判断基準
◎インフルエンザ	1～3日	飛沫感染 鼻水、つば (ウイルス)	発熱が3～4日つづく。くしゃみ、鼻づまり、咳、咽頭の腫れ、関節痛	熱のあるうち	発症から6日間かつ、 解熱後3日間	冬	要治癒 証明書 (意見書)
◎麻疹 (はしか)	10～12日	飛沫感染 空気感染 (ウイルス)	発熱食欲不振、結膜や喉のカタル症状。口腔内にケン粒大の白斑ができ、2～3日後に全身に発疹	発疹する数日前から発疹3日間	主要症状が消え3日を経過するまで	春～夏	同上
◎風疹 (三日ばしか)	14～21日	飛沫感染 空気感染 (ウイルス)	38度前後の熱と共に全身に発疹が出る。耳の後のリンパ腺が腫れる。	発疹が消えるまで	発疹などの主要症状が消えるまで	春	同上
◎百日咳	7～10日	飛沫感染 (百日咳菌)	3～4週間後ヒューヒューと特有の咳が出る。夜間が特に咳き込む。	三週間又は治療開始後5日間	特有の咳が消えるまで、又は抗生物質治療5日目迄		同上
◎水痘 (水ぼうそう)	14～21日	飛沫感染 空気感染 (ウイルス)	発熱・顔・手足・胸に赤い粟粒、頭髮の中にも発疹、水疱となる。	かさぶたになるまで	発疹がすべてかさぶたになるまで	冬	同上
◎流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	14～22日	飛沫感染 (ウイルス)	発熱・耳たぶの下が腫れる。	発症3日前から耳下腺が腫れて4日まで	耳下腺の腫れが消失するまで(耳下腺拡張後約5日間)	冬に多い	同上
咽頭結膜炎 (プール熱)	5～7日	飛沫感染 (ウイルス)	夏風邪の一種。発熱と咽頭炎、結膜炎を起こす。結膜炎は伝染するので要注意のこと。	結膜炎が消えるまで	主要症状が消えて2日経過するまで	夏	同上
带状疱疹	不定	接触感染 (带状疱疹(水痘)ウイルス)	知覚神経に沿って帯状に赤い発疹と小水疱が現れ、神経痛様疼痛を伴う。	水疱を形成している間	全ての発疹がかさぶたになるまで	夏	同上
溶連菌感染症	2～7日	飛沫感染 接触感染	発熱・咽頭痛・細かい鮮やかな発疹が出る。	抗菌治療開始前後各1日	抗菌薬内服後24～48時間経過しているか、主要症状が消えるまで		医師の指示による (登園届)
伝染性膿か症 (とびひ)	10～14日	接触感染 (ブドウ球菌)	全身いたるところにエンドウ大の水疱が発生し、やぶれ、ただれかさぶたをつくる。	化膿した部分が乾燥するまで	治療開始後24時間迄。又は潤滑部が被覆できる位になるまで	夏	同上
突発性発疹 (人ヘルペスウイルス)	7～17日	飛沫・経口・接触感染	風邪の症状で、高熱の後発疹が現れる。	発疹が消えるまで	解熱後1日以上経過し、全身状態が良くなるまで	夏	同上
伝染性紅斑 (りんご病)	6～14日	飛沫感染 (ウイルス)	鼻を中心に左右対称の鮮やかな紅斑ができ、熱感がある。肩、手足に発疹が出ることもある。	紅斑が出現するまでの一週間	全身状態が良くなるまで		同上
手足口病	5～10日	飛沫・糞口・接触感染 (ウイルス)	口内粘膜疹、手、掌、足底に米粒大の水疱、軽い発熱	水疱疹が消えるまで	解熱後1日以上経過し、普段の食事ができるまで	初夏～秋	同上
RSウイルス感染症	2～8日	飛沫感染 (RSウイルス)	軽い風邪の症状から重い肺炎迄様々。生後1歳までに50%、2歳までにほぼ100%が一度は感染する。生後数ヶ月は症状が重くなる傾向がある。	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消えて全身状態が改善するまで	冬～夏も	同上
流行性角結膜炎	10～14日	接触感染 (ウイルス)	白目、まぶたの裏側の結膜が腫れる。眼脂が多く出る。	眼脂が出るあいだ	眼脂が出なくなるまで		同上
乳幼児嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)	1～7日	飛沫感染 (アデノ・ノロ・ロタウイルス)	腹痛、嘔吐、下痢、発熱、脱水症状、頭痛	症状があるあいだ	主要症状が消えて、普段の食事ができるまで		同上
ヘルパンギーナ (夏かぜ)	3～6日	飛沫・糞口感染 (ウイルス)	高熱が3～4日続き、咽頭痛が現れる。口蓋弓等に数個～十数個の周りが赤い小水疱が発生し、2～3日で破れ浅い潰瘍となり、痛みを伴う。	主要症状があるあいだ	主要症状が消えて、食欲が戻るまで	夏	同上

◎: 予防接種があります。 ※この他の疾患もありますが、主なものをあげてみました。

医師の診断を受け、登園判断基準に従い、医師の治癒証明書(意見書)、あるいは医師の診断を受け保護者で書いていただく(登園届)を提出できるように回復するまでお休み下さい。

○感染症一覧の補足（熊本市小児科医師会）

- ①発熱がないとは、登園前 24 時間時間 38℃を超える発熱が無く、登園当日は体温が 37.5℃以下で、活気があり期限も良い状態を言います。
- ②咳（せき）が治まっているとは、連続した咳が無く、喘鳴（ぜーぜー、ひゅーひゅー）や、辛そうな呼吸も無いことを言います。
- ③嘔吐が治まっているとは、登園前 24 時間嘔吐が無く、登園当日は食事がとれていて、顔色が良いことを言います。
- ④下痢が治まっているとは、登園前 24 時間水様下痢が無く、軟便が 1 日 1～2 回程度であり、腹痛が無いことを言います。
- ⑤呼吸器症状が消失しているとは、連続した咳が無く、喘鳴（ぜーぜー、ひゅーひゅー）や、辛そうな呼吸も無いことを言います。
- ⑥解熱した次の日を第 1 日と数えます。
- ⑦発症とは、発熱の症状が現れたことを指し、発熱した次の日を第 1 日と数えます。

※以上はあくまでも目安であり、診察した医師の判断が優先されます。

(医療機関で医師に記入していただき→保護者が保育園へ提出する書類)

意見書
(医師用)

濱田 宏陽 寺原保育園園長殿

入所児童氏名 _____

病名 「 _____ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

_____ 年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____

印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活をともにする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について「意見書」の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

【 医師が記入した意見書が望ましい感染症 】

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ①インフルエンザ | ⑧流行性角結膜炎 |
| ②麻疹（はしか） | ⑨結核 |
| ③風しん（三日ばしか） | ⑩腸管出血性大腸菌（O157、O26、O111等） |
| ④百日咳 | ⑪急性出血性結膜炎 |
| ⑤水痘（水ぼうそう） | ⑫髄膜炎菌性髄膜炎 |
| ⑥流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | ⑬帯状疱疹 |
| ⑦咽頭結膜炎（プール熱） | |

(医療機関で治療を受け、保護者が保育園へ提出する書類)
登園の際には、下記の「登園届」の提出をお願いいたします。

登園届 (保護者記入)

濱田 宏陽 寺原保育園園長殿

入所児童氏名

病名 「 _____ 」 と診断され、

年 月 日 医療機関名 「 _____ 」 において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

_____ 年 月 日

保護者名

印又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活をともにする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園禁止期間を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、「登園届」の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることです。

【医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症】

①溶連菌感染症	⑧ヘルパンギーナ
②伝染性膿か症（とびひ）	⑨RS ウイルス感染症
③突発性発疹	⑩マイコプラズマ肺炎
④伝染性紅斑（りんご病）	⑪水いぼ（特に夏場はプールなどでの肌の接触により感染します。早めの治療をお願いいたします）
⑤手足口病	
⑥流行性肺炎	
⑦乳幼児嘔吐下痢症（ウイルス性胃腸炎）	

本園は、土曜日に保護者がお仕事等で保育所保育の必要な子どもたちのために、11時間（朝7：30～夕6：30）開所しています。

※園児の安全を守るために必要な職員配置と、給食の食材の準備のために、年に1回利用希望される年度始め、あるいは利用開始前に、「土曜保育申込書」を提出していただきます。

※土曜保育申込書は、各園舎の靴箱の上にも常備しています。できるだけ早めのお申し込みをお願いいたします。

※また、緊急に利用を希望される場合や、キャンセルされる場合には、できるだけ早めにご連絡をお願いいたします。

土曜保育申込書		H. 年 月 日	
組	名前		
組	名前		
組	名前		
送り（の時間）		迎え（の時間）	
時	分	時	分
備 考			

MEMO

同意書

本園における保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書の内容について説明を行いました。

事業所名：幼保連携型認定こども園「寺原保育園」

説明者職名：園長 氏名 濱田 宏陽

私は、幼保連携型認定こども園「寺原保育園」の重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容（特定負担額や実費徴収額等の料金に関する内容も含む）に同意しました。

年 月 日

保護者住所：〒

児童氏名： _____、_____

_____、_____

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：